第一号の表備考レ中「京都府、香川県又は佐賀県の区域を、「22区」とは、20区及び21区」を「20区」に改め、同表備考ソ中「23区」を「22区」に、「24区」を「23区」に改め、同表備考ツ中「25区」を「24区」に、「26区」を「25区」に、「27区」を「26区」に改め、同表備考ネ中「28区」を「27区」に、「29区」を「28区」に、「30区」を「29区」に改め、同表備考ナ中「31区」を「30区」に、「32区」とは、福島県、茨城県、新潟県、和歌山県、愛媛県、佐賀県又は大分県の区域を、「33区」とは、31区及び32区」を「31区」とは、30区」に改める。

第三号の表（備考を除く。）を次のように改める。

漁業の種類	塡補方式				
	全事故比例塡補方式	約定限度内塡補方式	地震等限定塡補方式		
		特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合	
北海道の地先水面において桁網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業	八・七五%	五・五六%	四・三〇%	二・六八%	〇・一〇%

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十七年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百七号（漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		塡補方式					
	養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	通常塡補方式	全病害不塡補方式	特定病害不塡補方式	病害低塡補方式
かき養殖業	1	区		一〇・二二%	七・二一%	—	八・七二%
	2	区		一三・〇八	七・二一	—	一〇・一五
	3	区		一〇・九〇	七・二一	—	九・〇六
一年貝真珠養殖業	4	区		四・六八	〇・九五	—	二・八四
	5	区		三・七一	〇・九五	—	二・三六
	6	区		七・七九	〇・九五	—	四・三九

区分		塡補方式					
	養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	通常塡補方式	全病害不塡補方式	特定病害不塡補方式	病害低塡補方式
二年貝真珠養殖業	4	区		四・六八	〇・九五	—	二・八四
	5	区		三・七一	〇・九五	—	二・三六
	6	区		七・七九	〇・九五	—	四・三九
小割り式一年魚はまち養殖業	7	区	短期	五・一八	〇・七八	〇・九五%	二・九八
			長期	五・二八	〇・七九	〇・九六	三・〇四
	8	区	短期	七・二六	〇・七八	〇・九五	四・〇二
			長期	七・四〇	〇・七九	〇・九六	四・一〇
	9	区	短期	八・七二	〇・九四	一・一四	四・八三
			長期	八・八九	〇・九五	一・一六	四・九二
小割り式二年魚はまち養殖業	10	区	短期	二・四八	〇・六四	〇・七七	一・五六
			中期	二・九四	〇・七六	〇・九二	一・八五
			長期	三・〇九	〇・七九	〇・九六	一・九四
	11	区	短期	三・八六	〇・七六	〇・九三	二・三二
			中期	四・五八	〇・九一	一・一一	二・七五
			長期	四・八二	〇・九五	一・一六	二・八九
	12	区	短期	四・四八	〇・七六	〇・九三	二・六三
			中期	五・三二	〇・九一	一・一一	三・一二
			長期	五・六〇	〇・九五	一・一六	三・二八
小割り式三年魚はまち養殖業	13	区	短期	一・六四	〇・四六	〇・五六	一・〇五
			中期	一・九四	〇・五五	〇・六六	一・二五
			長期	二・〇四	〇・五七	〇・六九	一・三一
	14	区	短期	一・八三	〇・四六	〇・五六	一・一五
			中期	二・一七	〇・五五	〇・六六	一・三六
			長期	二・二八	〇・五七	〇・六九	一・四三
	15	区	短期	一・九二	〇・五六	〇・六七	一・二四
			中期	二・二八	〇・六六	〇・七九	一・四八
			長期	二・四〇	〇・六九	〇・八三	一・五五
	16	区	短期	二・二〇	〇・五六	〇・六七	一・三八
			中期	二・六二	〇・六六	〇・七九	一・六四
			長期	二・七五	〇・六九	〇・八三	一・七二